

令和4年度

第17回芽室町教育委員会会議  
(公開用)

令和5年3月24日

芽室町教育委員会

# 会 議 録

令和5年3月24日第17回芽室町教育委員会会議を芽室町役場2階第7会議室で開催した。

○開会時間 14時30分

○閉会時間 15時12分

○出席委員 教育長職務代理者 鳥本和宏  
委員 福井栄子

○欠席委員 委員 松久大樹  
委員 土井慎悟

○出席職員 教育長 程野 仁  
教育推進課長 有澤 勝昭  
生涯学習課長 日下 勝祐  
教育推進課課長補佐 清末 有二  
生涯学習課社会教育係長 村島 志津佳  
生涯学習課スポーツ振興係長 梅森 祐之  
教育推進課教育総務係長 金須 智秋  
教育推進課教育推進係長 橋本 岳

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 前会議録の承認
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 報告第 27号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）
- 日程第 5 報告第 28号 区域外就学認定の件（非公開）
- 日程第 6 報告第 29号 芽室町立小学校学級編成基準の廃止の件
- 日程第 7 報告第 30号 芽室町立学校学級編成基準の制定の件
- 日程第 8 議案第 60号 芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件
- 日程第 9 議案第 61号 芽室町学校医委嘱の件
- 日程第 10 議案第 62号 芽室町学校歯科医委嘱の件
- 日程第 11 議案第 63号 芽室町学校薬剤師委嘱の件
- 日程第 12 議案第 64号 第 12 地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件（非公開）
- 日程第 13 議案第 65号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件
- 日程第 14 議案第 66号 芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則制定の件
- 日程第 15 議案第 67号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則制定の件
- 日程第 16 議案第 68号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則制定の件
- 日程第 17 議案第 69号 芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則制定の件
- 日程第 18 議案第 70号 利用料金制度導入に伴う関係条例施行規則中一部改正の件

◎日程第 1「会議録署名委員の指名」

○程野教育長 本日の委員会の出席は 3 名であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に基づき、教育長及び在任委員の過半数が出席していますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより、第 17 回教育委員会会議を開会いたします。

日程第 1「会議録署名委員の指名」について、芽室町教育委員会会議規則第 16 条に基づき、教育長及び会議で決めた委員 1 名とすることから、本会議の会議録署名委員は鳥本和宏教育長職務代理者とします。

◎日程第 3「教育長の報告」

○程野教育長 日程第 3「教育長の報告」について、私からですが、去る 3 月 15 日に町内中学校の卒業式が行われ、3 月 23 日、昨日は芽室町小学校の

卒業式、本日は上美生小、西小、南小学校の卒業式を無事行ったところ  
であります。

各課から報告をお願いします。

教育推進課長。

- 有澤教育推進課長 教育推進課所管の事業でございますが、まず2月27日、  
教育委員の皆様にと一緒にオンライン教育委員会子どもトークを実施し  
ております。

次に、3月定例会議がございまして、3月2日に初日を迎え、7日から  
10日に決算特別委員会、3月16日に一般質問、3月23日に最終日を迎  
えております。

3月17日には、全国全道大会出場報告として、テニスと吹奏楽が全国  
大会へ、男子バレー、こちらは全道大会の出場が決定したことから、教  
育長へ大会参加に向けた決意表明をいただいております。

以上です。

- 程野教育長 生涯学習課長。

- 日下生涯学習課長 2ページです。生涯学習課所管事業であります、2月  
28日、十勝管内の社会教育委員研修会を芽室町の中央公民館で開催し  
ております。

3月3日、めむろ柏樹学園の終了式を開催しております。

3月4日、令和4年度の芽室町文化賞・スポーツ賞等授賞式を開催し  
てございます。

なお、3ページに地域学校協働活動関係の内容を記載しておりますので、  
ご覧いただければと思います。

以上です。

- 程野教育長 この後の日程について、本日の会議について3件の非公開の  
日程がありますので、議事進行において、提案説明の前に非公開の決定  
をお願いします。

日程第4 報告第27号芽室町奨学金貸付の件、日程第5 報告第28号  
区域外就学認定の件、日程第12 議案第64号第12地区教科書採択教育  
委員会協議会委員代理人指定の件については、芽室町教育委員会会議規  
則第12条第1号に規定する、公開することにより個人の権利を侵害する  
恐れのある事項に当たりますので、非公開としたいと思いますが、よろ  
しいですか。

(「はい」と発する声あり)

- 程野教育長 以上、非公開といたします。

- ◎日程第4「報告第27号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 4「報告第 27 号 芽室町奨学金貸付の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 5「報告第 28 号 区域外就学認定の件（非公開）」

○程野教育長 日程第 5「報告第 28 号 区域外就学認定の件（非公開）」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第 6「報告第 29 号 芽室町立小学校学級編成基準の廃止の件」

◎日程第 7「報告第 30 号 芽室町立学校学級編成基準の制定の件」

○程野教育長 日程第 6「報告第 29 号 芽室町立小学校学級編成基準の廃止の件」、日程第 7「報告第 30 号 芽室町立学校学級編成基準の制定の件」、合わせて説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 10 ページ、日程第 6「報告第 29 号 芽室町立小学校学級編成基準の廃止の件」及び 12 ページ、日程第 7「報告第 30 号 芽室町立学校学級編成基準の制定の件」について合わせてご説明いたします。

令和 5 年度より、町独自の学級編成基準を 35 人から 30 人へ、また実施対象を今まで小学校のみでしたが、小中学校に変更するため、現在の基準を廃止して新たに制定するところであります。

13 ページをご覧願います。こちらが新基準になります。基本的には、条項の追加、削除はありませんが、第 2 条学級編成の基準の条項、後段の記述になりますが、学校の単式学級の学級編成基準については 30 人とし、廃止前のものは学校というところは小学校になっておりました。30 人というところが 35 人でしたが、今回は小中学校が対象になりますので、学校という表現として、35 人から 30 人に変更いたしますので、30 人と規定するものでございます。

なお、附則として、この基準は決定の日から施行し、令和 5 年度の学級編成から適用するものであります。

以上で、説明終わります。

○程野教育長 報告第 29 号、報告第 30 号合わせて質疑はございますか。

（「なし」と発する声あり）

○程野教育長 本件について、報告のとおり承認いたします。

◎日程第 8「議案第 60 号 芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件」

○程野教育長 日程第 8「議案第 60 号 芽室町教育委員会事務局管理職員任

免の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 14 ページになります。日程第8「議案第60号 芽室町教育委員会事務局管理職員任免の件」についてであります。

芽室町教育委員会事務委任規則第1条の規定に基づき、芽室町教育委員会事務局管理職員の任免を行おうとするものであります。

15 ページをご覧願います。まず、生涯学習課長、日下勝祐を芽室町に出向を命ずるものとし、後任としてその下の江崎健一を命ずるものであります。

16 ページをご覧ください。教育推進課給食センター長兼給食係長、森真由美を芽室町に出向を命ずるものとし、後任として側瀬美和を命ずるものであります。

17 ページ、生涯学習課、社会教育係長、村島志津佳を芽室町に出向を命ずるものとし、後任としてその下、藤村学を命ずるものであります。また、生涯学習課社会教育係主査として、大橋毅を命ずるものであります。

18 ページになります。上から、教育推進課教育推進係、齋藤洋平、生涯学習課社会教育係、佐藤光、図書館係、白取詩絵里、スポーツ振興係、森山拓也を芽室町に出向を命ずるものとし、後任として教育推進課教育推進係に真田知苑、生涯学習課図書館係に廣川麻優を、19 ページに進んでいただき、上から2行目、生涯学習課スポーツ振興係に新規採用職員の東野光希を命ずるものであります。

次に、19 ページの1行目に戻りますが、教育推進課教育推進係に教育DX推進員として三上智弘を、3行目、教育推進課教育推進係に臨時教諭として茂庭律子、その下、竹中広大、その下、田沼佑騎、山田陽未を命ずるものであります。

最後に、一番下、教育推進課教育推進係に北海道教育委員会派遣職員の向山英吾を命ずるものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について、異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第9「議案第61号 芽室町学校医委嘱の件」

○程野教育長 日程第9「議案第61号 芽室町学校医委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 21 ページになります。日程第9「議案第61号 芽室町学校医委嘱の件」についてご説明いたします。

令和5年3月31日付任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校医を委嘱しようとするものであります。

当日配付の議案第61号関係資料をご覧願います。

学校医の委嘱につきましては、これまでと同様、公立芽室病院の先生に委嘱することとしまして、資料に記載の木田和宏先生、ほか6名の方に委嘱しようとするものであります。

委嘱期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございませんか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第10「議案第62号 芽室町学校歯科医委嘱の件」

○程野教育長 日程第10「議案第62号 芽室町学校歯科医委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 23 ページになります。日程第10「議案第62号 芽室町学校歯科医委嘱の件」についてご説明いたします。

令和5年3月31日付け任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校歯科医を委嘱しようとするものであります。

24 ページをお開き願います。学校歯科医の委嘱につきましては、記載の家内典夫先生ほか6名の方に委嘱しようとするものであります。

委嘱期間につきましては、令和5年4月1日から、令和6年3月31日までの1年間とするものであります。

以上であります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第11「議案第63号 芽室町学校薬剤師委嘱の件」

○程野教育長 日程第11「議案第63号 芽室町学校薬剤師委嘱の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 25 ページになります。日程第11「議案第63号 芽室

町学校薬剤師委嘱の件」について説明いたします。

令和5年3月31日付任期満了に伴い、学校保健安全法第23条の規定に基づき、学校薬剤師を委嘱しようとするものであります。

26ページをお開き願います。薬剤師の委嘱につきましても、これまで同様に曾根義継氏を令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間、委嘱をしようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第12「議案第64号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件(非公開)」

○程野教育長 日程第12「議案第64号 第12地区教科書採択教育委員会協議会委員代理者選任の件(非公開)」、説明願います。

以下、非公開

◎日程第13「議案第65号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第13「議案第65号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 32ページになります。日程第13「議案第65号 芽室町立学校管理規則中一部改正の件」についてご説明いたします。

芽室町立学校管理規則の一部を改正しようとするものであります。

33ページご覧願います。今回の規則改正は、説明欄にありますとおり、地方公務員法の一部改正による職員の定年引き上げ等にかかる関連条例の改正について、町議会定例会12月定例会議で可決されたことから、それらに関連する芽室町教育委員会が所管の本規則を改正しようとするものであります。

34ページの新旧対照表をご覧ください。右側の現行、第23条中の記載事項、第28条の5、第1項を左側の改正案では、第22条の4、第2項に改めるものとし、附則としまして、この規則は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上で説明終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。



◎日程第 14「議案第 66 号 芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則制定の件」

○程野教育長 日程第 14「議案第 66 号 芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則制定の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 35 ページになります。日程第 14「議案第 66 号 芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則制定の件」についてご説明いたします。

芽室町教育委員会事務局に勤務する職員の勤務時間等の特例に関する規則を制定しようとするものであります。

36 ページでございます。今回の規則制定は、説明欄にありますとおり、令和 5 年 4 月 1 日から任用する教育 D X 推進員について、学校の授業時間に合わせた勤務が必要となることから、第 1 条で趣旨を、第 2 条で勤務時間及び休息时间についての特例を定めた規則を制定しようとするもので、附則としてこの規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上でございます。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 15「議案第 67 号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則制定の件」

○程野教育長 日程第 15「議案第 67 号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則制定の件」、説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 37 ページになります。日程第 15「議案第 67 号 芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則制定の件」についてご説明いたします。

芽室町地域スポーツクラブ活動体制整備準備会設置規則を制定しようとするものであります。

38 ページをご覧願います。今回の規則制定は、休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ環境の一体的な整備におきまして、関係団体を交えた準備会を設置するため、まず第 1 条で趣旨を、第 2 条で組織の構成員を、第 3 条で準備会の任務を、第 4 条で委員の任期を、第 5 条で委員長、副委員長の配置及び職務を、第 6 条で会議の招集、議事進行を、第 7 条でその庶務を教育推進課が行うことを定める規則を制定するもの

で、附則として、この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

鳥本委員。

○鳥本委員 準備会のメンバー、準備会の人数を教えてくださいと思います。

○程野教育長 教育推進課長。

○有澤教育推進課長 予算提出資料の説明のときにも若干お話ししたのですが、全体では 6 名、うち町内の中学校の校長先生 3 名、それと社会教育委員 1 名、スポーツ推進員 1 名、芽室町体育会の会長さんが 1 名、合計 6 名になります。

それと、事務局が教育推進課、そして生涯学習課も加わって一緒に話し合いの場を持ちます。

○程野教育長 その他ございますか。よろしいですか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 なければ、本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 16「議案第 68 号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則制定の件」

○程野教育長 日程第 16「議案第 68 号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則制定の件」説明願います。

教育推進課長。

○有澤教育推進課長 39 ページになります。日程第 16「議案第 68 号 芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則制定の件」についてご説明いたします。

芽室町小中一貫教育基本方針策定委員会設置規則を制定しようとするものであります。

40 ページをご覧ください。今回の規則制定は、小中一貫教育基本方針の策定におきまして、関係者を交えた組織を設置するため、第 1 条でその趣旨を、第 2 条で組織の構成員を、第 3 条で委員会の任務を、第 4 条で委員の任期を、第 5 条で委員長、副委員長の配置及び職務を、第 6 条で会議の招集、議事進行を、第 7 条でその庶務を教育推進課が行うことを定めた規則を制定するもので、附則としてこの規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。  
(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 17「議案第 69 号 芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則制定の件」

○程野教育長 日程第 17「議案第 69 号 芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則制定の件」、説明願います。

生涯学習課長。

○日下生涯学習課長 日程第 17「議案第 69 号 芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例施行規則制定の件」についてご説明いたします。

本日、配付をさせていただきました、議案第 69 号関係資料ご覧ください。この資料の 1 ページ、規則の本文であります。この規則は、2 月 22 日開催の第 15 回教育委員会会議において、芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例制定の議案に対する意見申出の件で決定をいただき、3 月 2 日開催の芽室町議会 3 月定例会議において議決をいただいた、芽室町トレーニングセンター設置及び管理条例の施行について、必要な事項を定めようとするものであります。

基本的に、規則の仕立てについては、総合体育館など、他の社会体育施設と同様のものとなっております。

第 1 条は目的を定め、第 2 条は利用申請ですが、この施設はトレーニングルームとスタジオ機能を有しますが、トレーニングルームは個人利用で事前予約の扱いはなく、当日の申し出による利用とすること。スタジオは、占用利用となりますので、3 か月前から前日までの事前予約が可能であることを記載しています。第 3 条、利用の許可から、第 4 条、不許可の通知までは必要な手続きを、第 7 条、利用料の納入では各利用券購入、前納しなければならないことを記載しています。第 8 条、利用料の減免は、他の施設同様に中学生以下や高校生の取扱、そして障がい者への配慮について記載をしているものであります。第 9 条は、利用料の還付について、第 10 条、特別設備の承認から、第 14 条、損害賠償までは、施設維持の必要事項を記載しています。第 15 条は、利用券の有効期間を記載しています。第 16 条、委員会による管理、第 17 条は、委任規定で、この後、5 ページから 9 ページまで、手続きに必要な書式を示しております。

なお、附則として、この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で、説明を終わります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。  
(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

◎日程第 18「議案第 70 号 利用料金制度導入に伴う関係条例施行規則中一部改正の件」

○程野教育長 日程第 18「議案第 70 号 利用料金制度導入に伴う関係条例施行規則中一部改正の件」、説明願います。

生涯学習課長長。

○日下生涯学習課長 日程第 18「議案第 70 号 利用料金制度の導入に伴う関係条例施行規則中一部改正の件」についてご説明いたします。

こちら、本日配付をさせていただきました、議案第 70 号関係資料ご覧いただきたいと思えます。

この規則につきましては、2 月 22 日開催の第 15 回教育委員会会議において、利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例制定の議案に対する意見申し出の件でご決定をいただき、3 月 2 日開催の芽室町議会 3 月定例会議において議決をいただいた、利用料金制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例、これの施行について必要な事項を定めようとするものであります。

1 ページをご覧ください。まず、1 ページと 2 ページにそれぞれの施設ごとの主な改正箇所を記載しております。この 3 ページから 29 ページまでは、施設ごとに改正本文と必要な書式を、そして 30 ページから 79 ページまで、施設ごとに新旧対照表を示しておりますが、内容についてはこの 1 ページと 2 ページでご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、1 ページの 1、芽室町総合体育館です。改正案では、関係条例施行規則の改正で、改正案では現行の「使用」という文言を全て「利用」に改正いたします。これは、全ての施設に共通であります。利用券の取扱については、(2)の「共通回数券」から「施設ごとの回数券」に改めるということで整理をいたします。また、新たに 1 か月券を新設するという内容でございます。

2 の芽室町営水泳プールにつきましても、文言の「使用」を「利用」に改め、(2)の「共通回数券」を「施設ごとの回数券」とし、新たに 1 か月券を新設するというものであります。

2 ページ、3 の芽室町健康プラザについても、「使用」を「利用」は同様です。利用券の取扱で、これまで芽室町健康プラザにはなかった回数券を新設いたします。あわせて、他の施設同様、1 か月券も新設いたします。

4の芽室町サッカー場、5芽室町都市公園については、文言で「使用」を「利用」に改めるという部分だけでありますので、この部分の改正のみというものであります。

この規則につきましては、条例同様に1の芽室町総合体育館については、トレーニングルームの団体利用については7月1日からの施行、2の芽室町水泳プールについては7月1日からの施行、3、4、5健康プラザ、サッカー場の施行については4月1日からの施行をしようとするものであります。

内容については以上であります。

○程野教育長 本件について、質疑はございますか。

(「異議なし」と発する声あり)

○程野教育長 本件について異議なしと認め、原案どおり可決いたします。

今後の日程について、お願いします。

○事務局 4月の定例会でありますけれども、3月26日、水曜日、15時から行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

その他であります。本日でありますけれども、16時から退職・転任・採用・昇任、校長・教頭激励会がありますので出席願います。

4月4日13時30分から、芽室町立小中学校教職員辞令伝達式を中央公民館で行いますので出席をお願いいたします。

4月10日は小中学校の入学式となっております。

以上になります。

○程野教育長 以上で、第17回教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名 教育長 程野 仁

会議録署名 教育長職務代理者 鳥本 和宏